

## 機内持ち込み手荷物に関するお願い

定期航空協会は、スムーズなご搭乗と定時運航の実現を目指し、機内持ち込み手荷物に関する新たなガイドラインを取りまとめました。本ガイドラインは、2026年4月1日（水）より適用を開始いたします。

### 1. 策定の背景と目的

今般、国土交通省航空局より定時性の確保に向け取り組むよう要請された（3月19日付）こと等を受け、機内持ち込み手荷物に関する業界統一ガイドラインを取りまとめました。お客様への周知を徹底し、ルールの遵守や手荷物の事前お預け入れ等にご協力いただくことで、スムーズなご搭乗と定時運航の実現を目指してまいります。これらの取り組みは、手荷物の落下等に伴うお客様の受傷リスクを低減し、機内のさらなる安全性向上にも寄与するものと考えております。

### 2. 対象範囲 国内線および国際線

### 3. 適用開始日 2026年4月1日（水）

### 4. ガイドライン内容 ※②・④は新しいルール ①・③は従来からのルール

- ① **持ち込み個数について**：機内にお持ち込みいただけるのは、身の回り品1個 + 手荷物1個の合計2個までといたします。
- ② **身の回り品のサイズについて【新設】**：ハンドバックやショルダーバッグ等の身の回り品は、前の座席の下に収納できる大きさの範囲内といたします。
- ③ **手荷物のサイズおよび重さについて**：詳細なサイズ規定および重さは、ご利用になる各航空会社にて規定いたします。（サイズにはハンドル・キャスター・車輪等を含みます。また、重さは手荷物と身の回り品の総重量です。）
- ④ **その他お客様にご留意いただきたいこと【新設】**：上記①～③の条件に加え、機内へはお客様ご自身で上の棚に収納できるサイズ・重さの手荷物をお持ち込みいただくよう、お願いいたします。

### 5. その他

- ・ 機内の収納スペースには限りがあり、適切に収納できないと判断される手荷物については、貨物室へお預かりさせていただく場合がございます。
- ・ 手荷物のお預入れ等、搭乗に必要な各種手続きには締切時間がございます。各社の規定をご確認の上、それぞれの締切時間を厳守いただきますよう、お願いいたします。

我々航空業界は公共交通機関として、これからも定時性・安全性の向上に努めてまいります。  
お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【定期航空協会について】

- 名 称 : 定期航空協会 (The Scheduled Airlines Association of Japan)
- 設立日 : 1991 年 12 月 6 日
- 目 的 : 航空運送事業に関する諸般の調査、研究等を行い、我が国の航空運送事業の健全な発展を促進することを目的とする。
- 主な事業活動 :
  - (1) 航空運送事業に関する調査、研究
  - (2) 政府、国会、政党等に対する陳情、要望
  - (3) 航空利用者等への広報活動
  - (4) 法務関係諸問題に関する事項
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 会員社数 : 19 社 ※2026 年 3 月 25 日時点